

第30回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和4年5月10日
場所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	欠	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	欠	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	欠
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 10時00分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第30回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第30回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>只今の出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、第30回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、8番議席藤田則幸委員と、9番議席松葉里美委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第63号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第64号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、日程第4 報告第65号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

日程第2 報告第63号

農地所有適格法人の要件を満たしている法人について

次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和4年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。

今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。

次に、日程第3 報告第64号

農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分）

次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和4年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、3件、5筆、面積 8,040㎡であることを報告します。

次に、日程第4 報告第65号

農地法第5条の規定による農地等の転用届許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和4年5月10日 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべ

	<p>き区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は2件3筆 6,481㎡です。</p> <p><7番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。目的は太陽光発電設備用地です。</p> <p>隣接地を含めて、全体面積29,402.68㎡が事業用地となります。すでに、山林化しているため、始末書が提出されております。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p><1番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の田です。目的は進入路用地です。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
(日程第5)	<p>議長 報告第63号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。</p> <p>また、報告第64号については、合意解約による通知を受けたものです。</p> <p>報告第65号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ、次に進みます。</p>
	<p>議長 続きまして、日程第5 議案第173号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第173号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求めます。令和4年5月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>

次のとおり、農地の競売に対する買受適格証明願いがあったので議決を求める。令和4年5月10日 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

買受適格証明願とは農地の競売及び公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要となります。

農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。

今回、3条についての適格証明願が提出されています。

参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請がされることがあります。

本案件は、津地方裁判所四日市支部が実施する公売についての案件です。この物件は、2月にお諮りした議案と同一箇所が再公売となった案件です。

証明書を添付することにより公売に参加することが可能となります。

この案件が議決され、公売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく所有権を移転することができます。

今回の買受適格証明願の申請は、3件 5筆、面積 9,030㎡です。

<1及び2番案件>の申請地は、大安町南金井地内の田です。

2名が申請を提出しております。

1人目は譲受人である岐阜県大垣市の■■■■と2人目は愛知県大府市の■■■■が議案書に記載の2筆、3,588㎡を農地と農業用倉庫として利用する計画です。

■■■■は新規就農者であり、営農計画書（キウイ栽培）が提出されています。

■■■■は愛知県と大府市の認定農業者であり、営農計画書（ブドウ栽培）が提出されています。

<3番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の田です。

譲受人である愛知県大府市の■■■■が議案書に記載の1筆、1,854㎡を2番案件と同じ目的として利用する計画です。

続きまして、日程第7 議案第175号

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので議決を求める。令和4年5月10日 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の3条所有権移転の申請は、9件 22筆、面積 17,399㎡です。

<73番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の農用地内の田です。

譲受人である藤原町上相場の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,454㎡を贈与により譲り受ける申請です。

<74番案件>の申請地は、藤原町山口地内の農用地内を含む田畑です。

譲受人である藤原町本郷の■■■■が藤原町山口の■■■■及び藤原町本郷の■■■■が所有する議案書に記載の12筆、3,162㎡を売買により譲り受ける申請です。

<1番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です

譲受人である大安町中央ヶ丘の■■■■が大安町石樽東の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、677㎡を売買により譲り受ける申請です。

<2番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の農用地内の田です。

譲受人である北勢町二之瀬の■■■■が北勢町二之瀬の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,535㎡を、3番案件との交換により譲り受ける申請です。

<3番案件>の申請地は、北勢町二之瀬集落地内の田です。

譲受人である北勢町二之瀬の■■■■が北勢町二之瀬の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,148㎡を、2番案件との交換により譲り受ける申請です。

<4番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の畑です。

譲受人である藤原町山口の■■■■が藤原町本郷の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、393㎡を、売買により譲り受ける申請です。

<5番案件>、<6番案件>及び<7番案件>は、買受適格証明において既に説明させていただいたため説明を省略します。

	<p>以上 9 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 174 号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>つづいて、議案第 175 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
<p>(日程第 8) (日程第 9) (日程第 10)</p>	<p>議長 続きます、日程第 8 議案第 176 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、日程第 9 議案第 177 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」及び日程第 10 議案第 178 号「農地転用事業計画変更申請承認について」を一括して議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 8 議案第 176 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 4 年 5 月 10 日 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、7 件、7 筆で 4,642 m²です。 < 1 番案件 > は、員弁町畑新田地内の畑です。農地区分は、員弁</p>

中学校及びいなべ眼科が500m以内にあるため3種農地です。現況は荒畑です。

転用計画としては、譲受人である桑名市の[]と[]が、員弁町北金井の[]が所有する議案書に記載の1筆、258㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は50cm程度の盛土を行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は敷地内で集水の上、既設の道路側溝へ放流します。

<2番案件>は、北勢町鼓地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は荒畑です。

転用計画としては、北勢町北中津原に住所を有する[]が、北勢町田辺の[]が所有する議案書に記載の1筆、231㎡を、隣接宅地含めて1,208.78㎡を、倉庫用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は砂利敷きにて整地を行い、周囲にU字溝を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はなく、汚水排水はありません。

雨水排水はU字溝にて集水したものを既設の道路側溝へ放流します。

<3番案件>は、員弁町大泉地内の田です。農地区分は、2種農地です。

議案第177号 5条転用使用貸借 1番案件と議案第178号 事業計画変更申請 1番案件に関連しますので、併せてご説明します。現況は畑です。

この案件は、3月に許可が出ている東隣接地の個人住宅転用の敷地拡張による、変更申請です。

転用計画としては、譲受人兼転用行為者兼使用貸人である員弁町大泉の[]と転用行為者兼使用借人である[]が、員弁町大泉の[]が所有する議案書に記載の1筆、454㎡と今回追加面積74㎡併せて528㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は追加部分については利用がありません。

雨水排水は、集水後、前面道路を埋設横断し農業用排水路に放流します。

なお、敷地面積が500㎡を超えていることに対して、理由書が提出されており、今後家庭内菜園として利用していく旨が記載されております。

<4番案件>、<5番案件>は同一箇所ですので併せて説明いたします。

案件は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、北勢病院及び水野眼科が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である名古屋市の■■■■と■■■■が、北勢町其原の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、986㎡のうち612㎡を、事務所用地として、374㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみで、既設のコンクリートブロックにて土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は自然浸透で処理します。

<6番案件>は、員弁町東一色地内の田です。

農地区分は、大泉駅及びいなべこどもクリニックが500m以内にあるため3種農地です。現況は一部宅地として利用しているため始末書が提出されています。

転用計画としては、譲受人である員弁町東一色の■■■■が、員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、449㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は20cm程度の盛土を行い、外周にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。

<7番案件>は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、みなみ整形外科及び岡本歯科が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽南に住所を有する■■■■が、埼玉県さいたま市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、2,644㎡を、駐車場・資材置場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土切土を行い、整地を行います。外周に素掘り水路を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水はありません。

雨水排水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第9 議案第177号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和4年5月10日 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、2件、3筆で 463 m²です。

<1番案件>は、員弁町大泉地内の田です。議案第176号 5条転用 3番案件で説明いたしましたので、省略します。

<2番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、羽場内科及び齊藤医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は雑種地として利用しているため始末書が提出されています。

転用計画としては、使用借人である大安町石樽東の[]が、北勢町阿下喜の[]が所有する議案書に記載の2筆、389 m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は周囲のコンクリートブロックにて、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は既設の北側道路側溝へ放流します。

続きまして、日程第10 議案第178号

農地転用事業計画変更申請承認について（知事処分）

次のとおり、事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和4年5月10日 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

こちらにつきましては、議案第176号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてにて併せて説明いたしましたのでご説明は省略いたします。

以上5条所有権移転7件、使用貸借2件、事業計画変更申請1件の計10件につきましては、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

この案件につきましては、5月2日に現地調査を行っております。

<p>現地調査委員</p>	<p>す。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>議案第176号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」7件、議案第177号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件、及び議案第178号「農地転用事業計画変更申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第176号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第177号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第178号「農地転用事業計画変更申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第11) 議長</p>	<p>続きまして、日程第11 議案第179号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p>

事務局

事務局の説明を求めます。

日程第 11 議案第 179 号

非農地証明願承認について（委員会処分）

次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 4 年 5 月 10 日 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は 11 件、31 筆 12,289 m²です。

<89 番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町奥村の [] で、昭和 62 年以前から宅地及び進入路に転用し、現在に至っております。

<90 番案件>の申請地は、北勢町別名地内の台帳地目、畑の 1 筆です。

願出者は桑名市の [] で、平成 12 年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。

<1 番案件>の申請地は、藤原町市場地内の台帳地目、畑です。願出者は藤原町市場の [] で、昭和 45 年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

<2 番案件>の申請地は、藤原町下野尻地内の台帳地目、畑です。願出者は桑名市の [] で、昭和 38 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<3 番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、田です。願出者は藤原町上相場の [] で、平成 4 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。

<4 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、田です。願出者は藤原町本郷の [] で、平成 13 年から資材置場に転用し、現在に至っております。

<5 番案件>の申請地は、北勢町畑毛及び小原一色地内の台帳地目、畑です。

願出者は北勢町畑毛の [] で、昭和 56 年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<6 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、畑です。

願出者は員弁町松之木の [] で、昭和 59 年頃から宅地の進入路に転用し、現在に至っております。

<7 番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、田です。

願出者は大安町鍋坂の [] で、平成 5 年頃から鶏舎に転用

	<p>し、現在に至っております。</p> <p>< 8 番案件 > の申請地は、8 番案件の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は東員町の [REDACTED] で、平成 14 年以前から雑種地に転用し、現在に至っております。</p> <p>< 9 番案件 > の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は大安町片樋の [REDACTED] で、平成 6 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 11 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年経過した土地についての証明です。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 179 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
(日程第 12)	<p>議長 続きまして、日程第 12 議案第 180 号「農地利用最適化推進委員の募集について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 6 議案第 174 号 いなべ市農地利用最適化推進委員候補者の募集について 次のとおり、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 19 号第 1 項により農地利用推進委員を募集したいので議決を求めらる。</p> <p>募集期間 令和 4 年 5 月 13 日（金）から令和 4 年 6 月 13 日（月） 令和 4 年 5 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p>

		<p>本年12月1日に農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選が ございます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第19条第1項及びいなべ市農地利用 最適化推進委員の選任に関する規則第2条に基づき、いなべ市農地 利用最適化推進委員を推薦及び募集します。</p> <p>期間を5月12日～6月13日までとし、施行規則によりおおむ ね1ヶ月間の募集期間を設けること、ホームページ等で中間報告を 行うことになっておりますので募集について議決をお願いします。</p> <p>なお、農業委員の募集についても市長決裁により同内容で進めま すので併せてお知らせいたします。</p>	
	議長	<p>今年は、農業委員も含めて農地利用最適化推進委員さんも改選の 年です。推進委員さんは当農業委員会で募集、決定をいたしますの で、まずは募集の告示をするために議決を求めるものです。</p> <p>この件につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第180号「農地利用最適化推進委 員の募集について」を採決いたします。願いどおり証明することに ついて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>	
5	その他	議長	<p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
6	閉会の宣言	議長	<p>次回は、6月3日（金）午前9時から現地調査です。2番森田久 生委員と4番田中敏夫委員は出席をお願いします。</p> <p>6月10日（金）に委員会となりますのでよろしくお願いします。</p> <p>これをもって第30回いなべ市農業委員会を終了します。</p>
		【午前10時閉会】	

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
